

## 年金委員の扉

## 年金委員<sup>し</sup>知<sup>ため</sup>つ<sup>ため</sup>為<sup>ため</sup>情報 (9)

### 「全世代型社会保障」における年金制度のあり方を考える

年金委員のみなさんが知っておく<sup>し</sup>と<sup>ため</sup>ためになる「年金委員知<sup>し</sup>つ<sup>ため</sup>為<sup>ため</sup>情報」。今回のテーマは『全世代型社会保障』における年金制度のあり方を考えるです。令和になったころから、「全世代型社会保障」という言い方が、社会保障政策において使われ始めました。「全世代型」とは、どんな社会保障のあり方で、そのなかで年金制度にはどのような役割が求められているのでしょうか。

#### ●全世代型の方向性——「対象の拡大」「負担と給付の見直し」「支え手の拡大」

全世代型社会保障は、これまでの高齢者中心の社会保障からの転換を図り、子ども・現役世代・高齢者などすべての世代をバランスよく支える社会保障のあり方です。日本では、少子高齢化が進み、現役世代の負担が増えてきています。それに全世代で対応していこうという意味が込められているのです。

少子高齢化により、支える側の現役世代が減少、支えられる側の高齢世代が増加しています。そこで、全世代型社会保障では、①**社会保障の対象を拡大**して、子育て支援（保育・児童手当など）の充実、教育費負担の軽減で、若い世代も社会保障の対象として位置づけます。②**社会保障の負担と給付を見直し**、若い世代と高齢世代との世代間の不公平を是正し、高齢者にも一定の負担を求めます。③**社会保障の支え手を拡大**して、女性や高齢者が自分に合った多様な働き方で働けるようにしていきます。

#### ●全世代型社会保障における年金制度の役割は？

全世代型社会保障は、すべての世代を対象にした、バランスのとれた支え合いのしくみです。年金制度には、以下に示した4つの役割が求められていますが、実は、年金制度は、すでに全世代型社会保障のめざす方向に沿った制度改革を行ってきました。

①**持続可能性の確保**では、少子高齢化に応じて年金額の伸びを抑制するマクロ経済スライドを実施して、将来世代の給付水準の確保を図っています。②**支え手の拡大**では、短時間労働者（パート等）への適用拡大により、厚生年金の適用対象を中小企業や短時間労働者にも広げ、保険料を幅広く集め、将来低年金となることを防いでいます。③**働き方に応じた柔軟な制度**ということでは、繰下げ受給により、長く働く人には受給を遅らせることにより年金額を増やし、在職高齢年金制度では年金を受給しながらも働きやすいしくみに改正されています。④**世代間の公平性の確保**については、現役世代の保険料負担は平成16年の年金改正で、国民年金は16,900円（平成16年度価格）、厚生年金は18.3%（労使折半）として、これ以上増えない保険料固定方式のもと、マクロ経済スライドにより高齢世代の給付の抑制を図っています。

このように、全世代型社会保障にマッチした年金制度。ご近所に「マクロ経済スライドで年金額の伸びが抑えられてしまった」と嘆いている受給者の方がいらっしゃいましたら、「わたしたちの年金額の伸びが抑えられた分が、今の若い人たちが将来受けることになる年金額をしっかりと確保することにつながっているんですよ」と教えてあげてください。



## 年金委員の扉

### 地域型年金委員のお仕事 (9)

### 「統合通知書」が送られてくる！

地域型年金委員のみなさんは、お住いの地域で日々、年金制度のことについて広報されていることでしょう。今回のテーマは「『統合通知書』が送られてくる！」です。前回5月号の「地域型年金委員のお仕事」では、年金委員は日本年金機構の広報年間スケジュールにもとづいて広報活動している、というお話をしましたが、その6月の「地域型年金委員向け広報テーマ」には「統合通知書の発送」とあります。機構が年金受給者に対して発送しているものですが、どんな通知なのか、ご存知ですか？

#### ◆統合通知書とは「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」を一つにまとめた書類

##### ●統合通知書「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」 (年金受給者用：はがきサイズ) (見本)

国民年金や厚生年金の国の年金額は賃金や物価の変動に応じて毎年4月に改定されますが、このとき、日本年金機構では改定された年金額をお知らせする「年金額改定通知書」と、金融機関などに口座振込により6月から翌年4月まで2カ月に1回支払われる年金額についてお知らせする「年金振込通知書」とをいっしょに一つのはがきでお知らせしていますが、このはがき形式の書類を「統合通知書」と言います。

4月の年金額改定に伴い、受給者に送られてくる統合通知書（「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」）は6月上旬に送られてきます。統合通知書が送られてきたら、統合通知書の見方（次頁）を参考に記載された内容を確認してください。また、日本年金機構のホームページでは、「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」について説明しています。下記をご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/toutisyo/gakukaitei/0601-01.html>

**大切なお知らせ**

送出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3丁目5番24号  
Japan Pension Service

【お願い】 用紙前にもう一度おてをを  
ご確認ください。 用紙あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便物に、表裏の順にしっかりと正しい宛先に貼ってください。はがきが破れている場合は、十分に確かしてから開封してください。

**国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書**

年金の種類 年金  
基礎年金番号 年金コード 受給者氏名

年金の種類	基本額	令和 年 月からの 年金額 (年額)		参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額 (年額))
		円	円	
国民年金 (基礎年金)	支給停止額	(1)	円	円
	年金額	円	円	円
	年金額	円	円	円
厚生年金 保険	基本額	(2)	円	円
	支給停止額	円	円	円
	年金額	(3)	円	円
合計年金額 (年額)		円	円	円

令和 7 年 6 月 1 日

厚生労働大臣

(この通知書は、年金額を定するものです。大切に保管してください。)

**年金振込通知書** (振込予定日) 令和 7 年 6 月 13 日

以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。  
振り込みは、令和 年 月からの令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。

年金の制度・種類 年金  
基礎年金番号 年金コード 受給者氏名

年金の制度・種類	年金の種類	令和 年 月からの 年金	令和 年 月の 年金	参考：前払戻額 (令和 年 月の 年金)
年金支払額	年金から特別徴収 (控除) する額および控除後支払額	円	円	円
介護保険料額		円	円	円
所得割額および 後所得割所得割額		円	円	円
個人住民税額		円	円	円
市県民税額		円	円	円
控除後支払額		円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が設けられます。  
※2 支払額の変更が予定されている方は、令和8年4月までの記載がありません。  
※3 2月以降の介護保険料等の額は、6月と同じ額を記載しています。実際に特別徴収される額は、市区町村からご本人に通知される決定通知書の金額になります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)

**●統合通知書の見方****(1) 国民年金 (基礎年金)**

国民年金 (基礎年金) の基本額、支給停止額、年金額の各金額をお知らせします。

**(2) 厚生年金保険**

厚生年金保険の基本額、支給停止額、年金額の各金額をお知らせします。

**(3) 合計年金額 (年額)**

国民年金 (基礎年金) と厚生年金保険の年金額の合計額をいいます。

**(4) 年金支払額**

1回に支払われる年金額 (控除前) のことです。

**(5) 介護保険料額 (※1)**

年金から特別徴収 (天引き) される介護保険料額のことです。

**(6) 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料 (税) (※1)**

年金から特別徴収 (天引き) される後期高齢者医療保険料または国民健康保険料 (税) のことです。

なお、本項目は、後期高齢者医療保険料または国民健康保険料 (税) が特別徴収 (天引き) されるときに表示されます。

**(7) 所得税額および復興特別所得税額 (※2)**

年金支払額から社会保険料と各種控除額 (扶養控除や障害者控除など) を差し引いた後の額に5.105%の税率を掛けた額のことです。(社会保険料とは、特別徴収された介護保険料、後期高齢者医療保険料または国民健康保険料 (税) の合計額です。)

**(8) 個人住民税額および森林環境税額 (※1)**

年金から特別徴収 (天引き) される個人住民税額および森林環境税額のことです。

**(9) 控除後振込額**

年金額から特別徴収 (天引き) される社会保険料、所得税額および復興特別所得税額、個人住民税額および森林環境税額を差し引いた後の振込金額のことです。

(※1) 8月以降の額は、予定額として6月の額を記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

(※2) 令和7年度税制改正により所得税の「基礎控除」等に関する見直しが行われます。この見直しにより、令和7年10月の年金支払時までは改正前の所得税額で源泉徴収を行い、令和7年12月の年金支払時に改正後の金額と改正前の金額の差額を還付します。税制改正の内容の詳細は、[国税庁ホームページ \(外部リンク\)](#) 等にてご確認ください。